

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の7
処 分 の 概 要：競りの中止命令
原 権 者：北海道警察本部長（各方面本部長）又は警察署長
法 令 の 定 め：
<p>処 分 基 準：</p> <p>出品された古物について、盗品等（盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物をいう。以下同じ。）であると疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該古物に係る競りの中止命令を行うものとする。</p> <p>なお、「相当な理由がある場合」とは、財産犯の被害が発生していると認められ、その被害品と出品物との同一性が合理的に推認されるなど、社会通念上、盗品等であると疑う根拠が客観的に見て合理的に存在する場合である。</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110）</p> <p>各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p> <p>各警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課</p>
備 考：